

介護老人福祉施設藤島園運営規程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人藤島会が設置経営する特別養護老人ホーム藤島園(以下「施設」という。)が行う介護老人福祉施設の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の介護支援専門員、生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態にある入所者に対し、適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の職員は、身体上又は精神上により要介護状態になった入所者に対して、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。さらに、必要に応じて居宅における日常生活が可能かどうか検討し、退所が必要な入所者には適切な指導援助等を行う。

2. 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、施設の職員は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努める。
3. 本事業の運営にあつては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設及び居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 藤島園
- (2) 所在地 福井県福井市高木中央3丁目1701番地

(職員の職種及び員数)

第4条 施設の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者) 1名(常勤兼務 1名)
- (2) 事務長 1名(常勤兼務 1名)
- (3) 事務員 3名以上(常勤専任 3名以上)
- (4) 介護支援専門員 3名以上(常勤専任 1名 常勤兼務 2名以上)
- (5) 生活相談員 2名以上(常勤専任 1名以上 常勤兼務 1名以上)
- (6) 介護職員 36名以上(常勤専任 30名以上 常勤兼務 3名以上 非常勤専任 10名以上)
- (7) 看護職員 5名以上(常勤専任 3名以上 非常勤兼務1名以上 非常勤専任 3名以上)
- (8) 機能訓練指導員 2名以上(常勤専任 1名以上 非常勤兼務 1名以上)
- (9) 管理栄養士 2名以上(常勤専任 1名以上 常勤兼務1名以上)
- (10) 調理員 12名以上(常勤専任 4名以上 非常勤専任 8名以上)
- (11) 医師(嘱託) 3名以上(非常勤専任 3名以上)
- (12) 業務員 2名以上(常勤専任 1名以上 非常勤専任 1名以上)

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設の全般運営管理。
- (2) 事務長は、事務全般総括、苦情処理。
- (3) 事務員は、経理事務、職員給与及び福利厚生、物品出納、行事補佐、庶務一般に関すること。
- (4) 介護支援専門員は、入園者の認定調査、介護サービス計画作成と、継続的な管理評価、各関係機関を含めたサービス担当者会議、苦情処理受付。
- (5) 生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対して、相談助言にあたる。さらに、サービスの調整及び居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。
- (6) 介護職員は、身体の状態等を的確に把握し、適切な世話及び介護を行う。
- (7) 看護職員は、健康状態を的確に把握し、健康保持のために適切な処置を行う。
- (8) 機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の維持に努めるため適切な訓練を行う。
- (9) 管理栄養士は、身体の状態等を勘案し、栄養及び嗜好に対して適切な給食を行う。
- (10) 調理員は、身体の状態等を勘案し適切な調理を行う。
- (11) 医師は、入園者の健康状態を把握し、健康維持の為の適切な措置を講ずる。
- (12) 業務員は、夜間の建物管理全般及び入園者安全管理。

(入所の定員)

第6条 施設の入所定員は、105名とする。

(入所手続き等)

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得る。

2. 施設は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。
3. 施設は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(入 退 所)

第8条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象にサービス提供を行う。

2. 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。
3. 施設は、入所申込者の入所に際し、その者の心身の状況、病歴の把握に努める。
4. 施設は、災害その他やむを得ない事情がある以外は、入所定員及び居室定員を超えて入所させてはならない。
5. 施設は、入所申込者が入院加療を要する者又は継続的な医療が必要な者等自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた時に、速やかに医療機関を紹介する等の適切な措置を講じる。
6. 施設は、入所者の心身の状況に照らし、要介護認定の結果等を踏まえ、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて検討する。その検討に当たっては介護支援専門員、生活相談員、介護及び看護職員等で協議する。
7. 施設は、入所者の心身の状況及び環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められるものに対し、入所者及び家族の意向、退所後の生活環境等を踏まえた上で、退所に必要な援助を行う。
8. 施設は、入所者の退所に際し、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者との密接な連携に努める。

(要介護認定の援助)

第9条 施設は、サービス提供の開始に際し、入所申込者について要介護認定の申請を確認し、未申請の場合は入所申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助する。

2. 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、入所者に対し援助する。

(利用料その他費用)

第10条 指定介護福祉施設サービスの利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受ける。

2. 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる支払いを入所者から利用料として受けることができる。

(1) 居住費

- ① 従来型個室 [室料・光熱水費] 1,550円 (1日当たり)
- ② 2~4人部屋 [光熱水費] 1,100円 (1日当たり)

ただし、居住費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

尚、入院・外泊期間中でも利用者の要望により居室が確保されている場合は、上記の居住費(負担限度額は、その負担額)

- (2) 食費 [食材料費・調理費用] 1,800円 (1日当たり)

朝食400円 昼食750円 夕食650円

ただし、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

- (3) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴わない必要となる費用 実費
- (4) 利用者又はご家族の同意を得て提供した栄養補助食品の費用 実費
- (5) 理美容代 1回当2,000円+消費税 髭剃り代 1回当1,000円+消費税
- (6) 入所者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供した費用 実費
- (7) 入所者の希望によって、クラブ活動や行事に必要なものを施設が提供した材料費等の費用 実費
- (8) インフルエンザの予防接種などの健康管理費 実費
- (9) 屋外行事費(交通費、入場料等) 実費
- (10) ミニ喫茶等嗜好品 実費
- (11) 住所を藤島園に変更し藤島園が役所等への事務手続きを代行している利用者 1ヶ月当 3,000円
- (12) 毎月の利用料の口座振替手数料100円+消費税、現金取り扱い手数料200円+消費税
- (13) 医療費、薬代、消耗品等の各種立替の費用(立替手数料) 1ヶ月当 1000円+消費税
- (14) 口腔ケア用品、日用品等 個人負担
- (15) 飲物・おやつ代 200円(1日当たり)

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。

4. 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容および金額を変更することがある。

5. 前項の変更を行う場合は、変更前に利用者又はその家族に対し変更内容について文書により説明したうえで、変更に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。なお、電子機器による文書送付及び同意についても認めるものとする。

6. 前項の費用の支払いは、銀行振り込み又は入所者または家族の金融機関口座から自動引き落としにより指定期日までに受ける。

(サービス計画の作成)

第11条 施設長(管理者)は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2. 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たり、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
3. 介護支援専門員は、解決すべき課題に基づき、サービス内容、留意事項等を盛り込んだサービス計画の原案を作成する。
4. 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者か家族に対し説明及び同意を得る。なお、電子機器による文書送付及び同意についても認めるものとする。
5. 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後も、サービス提供に当る他の職員との連携を継続的にを行い、実施状況の把握を行うとともに必要に応じて計画変更を行う。

(入所者に対するサービス内容)

第12条 施設は、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に施すよう、認知症の状況等入所者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行う。

2. 施設の職員は、サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族から求められた時は、理解しやすいように説明する。
3. 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
4. 施設の事業に係わる介護福祉施設サービス内容は次のとおりとする。
 - (1) 介護 …… 介護職員又は看護職員による身体的、精神的に援助
 - (2) 入浴 …… 1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭する。
 - (3) 排泄 …… 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
おむつを使用する入所者については、おむつを適切に交換する。
 - (4) 食事の提供 …… 栄養士、調理師により温かいもの、冷たいもの、適時適温にて、食事の楽しみを味わって頂く。
 - (5) 機能訓練 …… 機能訓練士、看護職員又は介護職員による生活リハビリ、及び身体機能訓練
 - (6) 健康管理 …… 定期的に胸部XP、採血、検尿、BPKT、体重測定等の実施。
 - (7) 相談、援助 …… 入所者、家族への相談及び援助に関しては介護サービス担当者、生活相談員、介護支援専門員がこれにあたる。
 - (8) 社会生活上の便宜の提供等 …… 社会参画の為選挙権を確保し不在者投票を行う。
 - (9) 入院期間中 …… 看護職員、介護職員は家族と連携をとり協力を得る。

(施設の入所に当たっての留意事項)

第13条 入所者は、施設から介護福祉施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 施設の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと
- (2) 暴力、喧嘩、口論等、他人に迷惑な行為及び言動をしないこと
- (3) 火災防止に努め、管理上支障のあるものを持ち込まないこと
- (4) サービス内容について苦情、相談及び意見があるときはいつでも申し出ること
- (5) サービス内容について事実と相違することを故意に言いふらしてはならない
- (6) その他施設長が管理上支障があると認めた事項

(勤務体制の確保)

第14条 施設は、入所者に対し、適切な施設サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

2. 施設は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 職種別研修 随時

(非常災害対策)

第15条 施設は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

2. 施設長は、災害に対する対処方法について具体的計画を定めるとともに、避難経路及び地域住民や協力機関との連携を確認し、年2回以上、避難訓練その他必要な訓練を行う。さらに災害発生時は、避難その他の指揮をする。
- (2) 施設はBCPを策定し、平常時における研修及び訓練を実施する。

(衛生管理)

第16条 施設は、入所者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行わなければならない。

2. 施設は、感染症または食中毒が発生しないように、又はまん延しないように、以下の措置を講じる。
 - (1) 施設は、感染症予防委員会を3ヶ月に1回以上、開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
 - (2) 施設は、感染症または食中毒の予防および蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防、まん延防止のための研修を年2回以上実施し、研修の実施内容について記録する。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、施設は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。
 - (5) 施設は感染症に関わるBCPを策定し、また感染症発生を想定した訓練を年2回以上を実施する。

(褥瘡対策等)

第17条 施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(協力病院)

第18条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、次のとおり協力医療機関を定める。

- | | |
|-------|-------------|
| (施設名) | 安川病院 |
| (住 所) | 福井市大和田2-108 |
| (施設名) | 本定医院 |
| (住 所) | 福井市上中52-2-4 |
2. 施設は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

(施設名)	矢部歯科医院
(住 所)	福井市高木中央2-3508
 3. 施設は、次のとおり協力精神科医療機関を定める。

(施設名)	福仁会病院
(住 所)	福井市文京5-10-1

(秘密の保持)

第19条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(利益供与等の禁止)

第20条 施設及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 施設及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

第21条 施設は、指定介護老人福祉施設サービス内容に関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置する。

2. 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
3. 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
4. 施設は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう法176条第1項第2号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
5. 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第22条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 施設は事故対策委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
- (4) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、事故発生の防止および発生時の対応のための研修を年2回以上実施し、研修の実施内容について記録する。
- (5) 施設は上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
3. 施設は前項の事故の状況および事故に際して行った処置について記録する。
4. 施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束等の適正化)

第23条 施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しない。

2. 施設は、施設長や医師等で構成する「身体拘束適正化検討委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合)に該当するかどうか十分検討
3. 施設は、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
4. 施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者やその家族にできる限り詳細に説明する。
5. 施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
6. 施設において、介護職員その他の従業者に、年2回以上、身体拘束などの適正化のための研修を実施し、研修内容については記録する。
7. 施設は、身体拘束等の適正化対応策の指針を整備し、実施するための担当者を置く。

(損害賠償)

第24条 施設は、入所者に対し、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第25条 施設は、別に定めがあるものを除くほか、次の記録等について整備する。

- (1) 管理に関する記録は、基本財産管理(土地、建物)は永久保存し、その他の資産管理は10年間保存する。
- (2) 入所者に関する記録は、完結の日から5年間保存する。
- (3) 会計経理に関する記録は、決算報告及び決算付属明細表は永久保存し、その他の会計帳簿及び書類は10年間保存する。

(緊急時の対応)

第26条 施設は、入所者の病状の急変時に備え、普段から配置医師と情報を共有し緊急時には配置医師に連絡し指示を仰ぎ、診察を依頼する。

- (1) 往診日 毎週火曜日と金曜日
- (2) 往診時間 14時30分から16時30分
- (3) 往診場所 特別養護老人ホーム藤島園 (福井市高木中央3丁目1701番地)
緊急時の連絡手段は電話または携帯電話(事業所の看護職員が必要と判断した場合は、配置医師に連絡する。)
- (4) 協力体制 24時間の支援体制をとる。やむを得ずその体制が取れない場合は、協力医療機関と連携を行い、支援体制を構築するものとする。
連絡先 本定医院 電話 54-2321 携帯電話 080-6350-9821

(その他の運営に関する事項)

第27条 施設は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他のサービス内容及び協力病院に関する事項をいつでも閲覧できるようにファイル等で備え置きます。

2. 施設は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。
3. 施設は、本事業の経理と、その他の事業の経理を区分する。
4. この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人の経営会議にて協議して定める。

(虐待防止に向けた体制等)

第28条 施設は利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行う。

2. 施設は、施設長を虐待の防止に関する責任者を選定し、虐待防止の指針を整備する
3. 施設は、成年後見制度の利用支援(本人・家族などへ制度や相談窓口の紹介、制度が必要な利用者の把握及び相談窓口等の紹介)を行う。
4. 施設は、利用者・家族からの苦情解決体制整備を行う。
5. 施設において、介護職員その他の従業員に対し、虐待発生の防止に向けた研修を年2回以上且つ、採用時(3カ月以内)に実施し、研修内容を記録する。
6. 施設は、虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
7. 施設は、上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
8. 施設は、サービス提供中に、当該施設従業員又は、養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村通報するものとする。

(安全対策の体制等)

第29条 施設は、安全対策に係る外部の研修を受講した担当者を置く。

また、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備する。

(働きやすい職場環境づくり)

第30条 施設は介護現場における課題を抽出及び分析した上で、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。

附則	この規定は、	平成12年4月1日から施行する。		
	一部改定	平成13年1月17日	一部改訂	令和4年4月1日
	一部改定	平成13年9月1日	一部改訂	令和5年4月1日
	一部改定	平成15年12月1日	一部改訂	令和6年4月1日
	一部改定	平成17年10月1日	一部改訂	令和7年4月1日
	一部改定	平成18年4月1日		
	一部改定	平成19年10月1日		
	一部改定	平成22年4月1日		
	一部改定	平成25年10月23日		
	一部改定	平成27年4月1日		
	一部改定	平成27年8月1日		
	一部改定	平成29年4月1日		
	一部改定	平成30年4月1日		
	一部改定	平成31年4月1日		
	一部改定	令和1年10月1日		
	一部改定	令和1年11月1日		
	一部改定	令和2年4月1日		
	一部改定	令和3年4月1日		

